

【新型コロナウイルス感染防止の協力のお願い】

令和2年4月17日

中部運輸局

今般、新型コロナウイルスによる「特別措置法に基づく緊急事態宣言」がなされ、全都道府県に緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」としており、外出の自粛等が要請されていることを踏まえ、中部運輸局（本局）及び各支局・各事務所において、緊急事態宣言解除の日まで、在宅勤務等による出勤回避の措置を講じています。

このため、窓口での対応が不十分となること等のご不便をお掛けしますが、皆様のご理解、ご協力の程、よろしく申し上げます。